

平成30年度から国民健康保険税の 税率等が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。我が国の国民皆保険制度を支える医療保険であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

市の国民健康保険は、平成 25 年度に保険税を改定（固定資産税の状況により賦課していた資産割の廃止など）して以来据え置いてきましたが、医療費の増加などから近年大幅な赤字が続いているため、保険税を改定することになりました。

加入者の皆さんにご負担いただくこととなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いします。なお、所得が一定の額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

税率区分			改正前 平成 29 年度	改正後 平成 30 年度	
全被保険者	医療分	所得割	6.70%	7.03%	
		均等割	23,000 円	23,900 円	
		平等割	22,000 円	22,000 円	
	医療分 課税限度額			54 万円	58 万円
	後期高齢者支援金分	所得割	1.08%	1.78%	
		均等割	3,500 円	6,100 円	
平等割		4,500 円	5,700 円		
後期高齢者支援金分 課税限度額			19 万円	19 万円	
40 歳以上 65 歳未満	介護納付金分	所得割	1.50%	1.70%	
		均等割	6,000 円	7,700 円	
		平等割	4,500 円	4,500 円	
	介護納付金分 課税限度額			16 万円	16 万円

※課税限度額とは、1 世帯における国民健康保険税の上限額のことです。

【国民健康保険税の内訳】

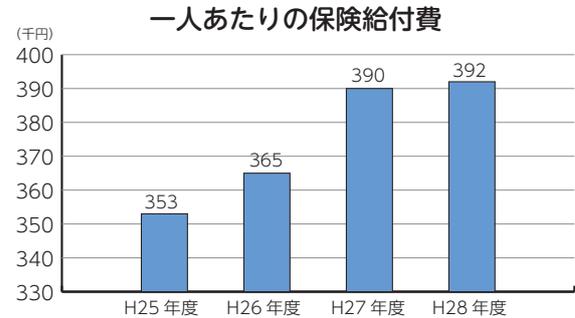


【算出方法】「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」について、それぞれ下記の①～③を合計して算出します。

- ①所得割額…課税所得金額（前年中の総所得金額等－33万円）×税率（加入者の所得に応じて算出されます。）
- ②均等割額…加入者数×均等割額（加入者1人につき均等割額が加算されます。）
- ③平等割額…1世帯×平等割額（1世帯につき平等割額が加算されます。）

税率改正の理由

伊賀市国民健康保険特別会計の単年度収支（その年度の医療費に係る歳入歳出差引額）は、平成 24 年度以前は黒字でしたが、平成 25 年度に国保税率の引き下げを行ってからは赤字が続いています。一人あたりの保険給付費（国保会計で負担する医療費）も増加しており、平成 28 年度には財源が不足したため基金の取り崩しを行いました、この状態が続くと基金が底をつく恐れがあります。



国民健康保険税の軽減制度

世帯の前年中の所得金額の合計額が、一定基準額以下の世帯については、7割・5割・2割軽減に該当し「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。なお、軽減を受けるのに申請は必要ありません。

ただし、世帯の中に所得の申告をされていない人がいる場合は、一定基準額以下に該当しているか判定できないため軽減が適用されない場合があります。

軽減割合	基準となる所得金額（世帯主、被保険者の所得の合計）	
	改正前 平成 29 年度	改正後 平成 30 年度
7 割	33 万円以下	33 万円以下
5 割	33 万円 + (27 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (27 万 5 千円 × 被保険者数) 以下
2 割	33 万円 + (49 万円 × 被保険者数) 以下	33 万円 + (50 万円 × 被保険者数) 以下

※世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず、軽減判定の対象となります。

具体例で比較する世帯の税額（税額改正前後）

例 1 夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯



夫：46 歳
妻：43 歳
子：12 歳
子：10 歳

前年中の所得	夫	給与収入	450 万円
		所得	306 万円
	妻	無収入	0 円
		所得	0 円

年税額	内訳	平成 29 年度 (改正前)	平成 30 年度 (改正後)
	医療分	296,900 円	309,500 円
	支援分	47,900 円	78,600 円
	介護分	57,400 円	66,300 円
	合計	402,200 円	454,400 円

52,200 円（前年比 12.98%）の負担増

例 2 夫婦 2 人の世帯



夫：73 歳
妻：71 歳

前年中の所得	夫	年金収入	240 万円
		所得	120 万円
	妻	年金収入	60 万円
		所得	0 円

年税額	内訳	平成 29 年度 (改正前)	平成 30 年度 (改正後)
	医療分	112,600 円	117,000 円
	支援分	18,500 円	29,800 円
	介護分	0 円	0 円
	合計	131,100 円	146,800 円

15,700 円（前年比 11.98%）の負担増

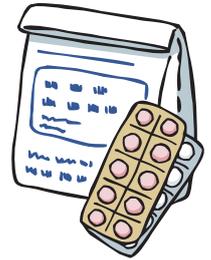
国民健康保険税引き上げ抑制にご協力ください

○病気の早期発見や未然防止のため、年に一度は特定健康診査やがん検診（自己負担額があります。）を受けましょう。

7月から特定健康診査が始まります。詳しくは、広報6月1日号14ページの「特定健康診査を受けましょう」をご覧ください。

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用を検討してください。ジェネリック医薬品は新薬（先発薬品）の特許期限が過ぎたあと新薬と同じ成分で製薬され、新薬に比べて開発費を抑えられるため、自己負担が減り、医療費全体も抑えられます。

近年、医療費の中でも調剤費が著しく増加していますので、ご協力をお願いします。医療費を抑え国民健康保険の負担する保険給付費を削減することは、保険税引き上げの抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけるようお願いいたします。



特別徴収を口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしていますが、申請により口座振替に変更することができます。

○申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。

○年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請する必要はありません。

非自発的失業者に係る保険税の減額制度

倒産・解雇などにより離職した人（特定受給資格者）や雇い止めなどにより離職した人（特定理由離職者）の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

《該当する離職理由コード》11・12・21・22・23・31・32・33・34

《対象期間》離職の翌日の属する月から翌年度末まで

保険税は被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市へ届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の月をいいます。

この届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。また保険税は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。

なお、ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど、伊賀市国民健康保険被保険者資格を喪失した場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。



平成30年度保険税の納税通知書を7月中旬に発送します

7月は国民健康保険税の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付しますので、納期内に納付いただきますようお願いいたします。

①普通徴収の人

1期（7月）から9期（平成31年3月）の9期（回）に割り振っています。

②特別徴収（年金からの天引き）の人

本算定年税額から4月・6月・8月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・平成31年2月の3回に割り振っています。

国民健康保険の届け出は加入資格の発生日から必ず14日以内に

【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151